

## 医心 伝心

# コンタクトレンズ流通をめぐる 問題点

県医師会理事 金子 敏行

日本眼科医会会誌「日本の眼科」の記事によると、本年6月2日に「CL処方せん、適正販売に関する検討会」が設置され、第1回会合が開かれたとのことである。この会合自体は公開されていないので詳細は不明であるが、厚生労働省医政局、医薬・生活衛生局、保険局の各担当職員と日本眼科医会、日本コンタクトレンズ学会の役員が問題点を協議するとのこと、今度こそすっきりとコンタクトレンズ診療の方向性を出してもらいたいと思う。

他科の先生方のみならず、勤務医をはじめ若い眼科医の中にもコンタクトレンズ（以下CL）をめぐる今の混乱の理由がわからない向きがあると思うので、整理してみたい。

CLが登場したのは1950年代である。当初はハードCLであり、患者の目に合わせた細かいフィッティングが必要だったので希望者も流通量も少なく、私も直接は知らないが当初は医療機関で販売するしかなかったと思われる。その後、療坦規則に照らし（むしろそのような事例に対応するために療坦規則を整備したのであり、今頃になって院内交付はもともと規制されていないなどと言出すのは無責任極まる）医療機関関係者が隣接販売店を設立して、医療機関とは分けて販売されるようになった。70年代にソフトCLが登場しても診察後に各々オーダーメイドの注文が必要なことは変わりなく、CL購入時にはほとんどの患者は眼科診察を受けていた。90年代にディスプレイ

ルCLが出てくると、ワンデザインで大多数の患者に対応できるようになり、飛躍的に利用者数が増え、使い捨てのため生じた持続的な商品需要に目を付けたCL量販店が登場した。さらに、一般の眼科医から処方箋の協力が得られなかった量販店はCL診療に特化した併設診療所を展開し、不適切な診療や不適正な保険請求が頻発するようになった。厚労省も対策の必要を感じて2007年からCLは高度管理医療機器に指定され、販売店は許可制となり、管理者の要件も強化された。これは量販店の規制にはある程度効果があったものの、同時期からネットを介したCL流通が大きく伸び、厚労省はこの規制には及び腰であり、現状ではこれが最も懸念される点となっている。昨年度の眼科医会アンケート調査では、CL関連眼障害で受診した患者のCL購入先に占める割合は量販店が18.6%、ネットおよび通販が15.9%であった。量販店の在り方にもいろいろ問題はあるが、それでも量販店利用者の一定の割合は眼科定期検査を受けており、眼科診察がほぼ抜け落ちているネット販売利用者にさらに大きな健康被害の危険があることは自明である。諸外国の状況を見ると、米国では購入時に医師、眼鏡士の処方箋が必要であり、韓国、台湾ではネット販売を法律で禁止している。私見では、処方箋の法制化とネット販売の禁止をセットで同時施行することが最も効果的と思えるのだが、検討会の議論が深まることを期待したい。